

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（平成30年4月1日現在）

団体名	公益財団法人浜名湖総合環境財団		
所在地	浜松市中区中央一丁目12番1号	設立年月日	平成3年4月12日
代表者	理事長 阿部 正義	県所管課	交通基盤部 河川砂防管理課
設立に係る根拠法令等	民法第34条(旧)		
団体の沿革	平成3年に財団法人浜名湖総合環境財団を設立。平成23年に公益財団法人に移行。平成27年度から舞阪PBSの指定管理業務を開始。		
運営する施設	公共マリナー(自己所有(係留棧橋))、公共係留施設(自己所有(係留杭))、舞阪PBS(指定管理)		
団体ホームページ	http://www.hamanako-zaidan.or.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	50,000	24.3
浜松市	38,661	18.8
ヤマハ発動機株	35,000	17.0
浜名湖競艇企業団	30,000	14.6
その他	52,239	25.4
基本財産(資本金)計	205,900	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	2	常勤職員	5
うち県OB	1	うち県OB	
うち県派遣		うち県派遣	2
非常勤役員	31	非常勤職員	1
役員計	33	職員計	6

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

2級河川都田川及び同水系の河川(以下「浜名湖」という)における舟艇等の安全航行の確保、公共係留施設の管理運営等を行い、湖面の総合的な適正利用を促進するとともに、良好な環境づくりを推進し、もって、浜名湖の美しさを高めることに寄与することを目的とする。

2 団体が果すべき使命・役割

河川管理の目的(洪水、高潮等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の機能維持および河川環境の整備と保全)達成の手段として、県条例に基づく浜名湖内における船舶の通航届出事務を県から受託するほか、航行安全施設の設置及び維持管理並びに安全パトロール及び安全講習の実施などの安全啓発活動を行うとともに、プレジャーボートの放置・不法係留対策の一環として、7か所の公共マリナー、17か所の公共係留施設の整備及び管理運営並びに指定管理者として県が整備した舞阪PBSの管理運営を行うことで、湖面の総合的な適正利用を推進し、良好な環境づくりを推進する。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	平成8年時には6,500隻余りあった放置艇・不法係留は現在ほとんどなくなっているが、だからといってパトロール等を実施しなくなれば、以前のような状態になってしまう懸念が常にあり、放置艇や沈没船による景観破壊、油流出による環境汚染、漁業施設の被害等に対する不安は現在も払拭されていない。また、マリナー関連業界では浜名湖における海洋性レクリエーション活動の健全な発展を切実に願っており、プレジャーボートの普及に努めている。 そのほか、地域住民にとっては、津波等の災害時に公共係留施設の係留船舶が及ぼす危険を不安がっている反面、船舶を災害時の交通手段として考えた場合の公共マリナー活用に対する期待もある。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	県条例に基づく浜名湖内における船舶の通航届出事務を県から受託するほか、航行安全施設の設置及び維持管理並びに安全パトロール及び安全講習の実施などの安全啓発活動を行うとともに、設立当初から県及び関係市町と協力して、プレジャーボートの放置艇及び不法係留対策を計画的に行ってきた。また、その一環として、7か所の公共マリナー、17か所の公共係留施設の整備及び管理運営を行っており、27年度からは指定管理者として県が整備した舞阪PBSの管理運営を行っている。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	浜名湖における船舶の航行安全の確保を目的に水路標識杭の維持管理や航行安全パトロールを実施し、不法係留状態にあった船艇を受け入れる公共係留施設の管理運営をしている団体は他にない。また、民間が行う船舶のメンテナンス、給油、利用者サービス等は実施しておらず、事業は民間とは競合していない。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H29 決算	H30 予算
県委託	浜名湖プレジャーボート関係事務受託事業	県河川管理条例に基づく通航届出の受付等を県からの委託により実施	17,998	18,000
自主事業	船舶等航行安全事業	浜名湖における船舶の航行の安全確保のため水路標識杭の維持修繕及び啓発活動の実施	13,000	12,315
その他	舞阪PBS指定管理事業	県が整備した舞阪PBSの管理運営を指定管理者として実施	13,170	13,822
自主事業	公共係留施設管理運営事業	浜名湖における放置艇を解消するため整備した公共マリーナ等の管理運営を実施	203,504	201,393
合 計			247,672	245,530

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H27	H28	H29	評価	
新規艇契約隻数(隻) ※募集隻数(上限値)の90%以上を目標値に設定	54~60	54~60	72~80	A	— (毎年度)
	57	52	75		
浜名湖安全パトロール実施日数(日)	20	20	20	B	20 (毎年度)
	18	20	18		
公共マリーナ等契約隻数(隻)	2,946	2,946	2,737	B	2,660 (30年度)
	2,752	2,666	2,583		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
△	<ul style="list-style-type: none"> 水路標識杭の設置及び維持管理や通航届出者に対する安全講習の実施により、浜名湖における船舶等の航行安全の確保に努めた。 高齢化による係船者の減少が懸念されているが、平成25年度から実施した新規係留艇の受入れにより契約隻数の減少が緩和されている。また、係船施設等のパトロールの実施により、係留施設の秩序が維持され、放置艇等の発生も抑えられている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化による係船者減については、新規艇募集の増、既存利用者の承継等により、減少に歯止めをかけていく必要がある。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	浜名湖における航行安全の確保や放置艇・不法係留対策としての公共係船施設の管理運営を通して、浜名湖の良好な環境づくりを担っている。	○	平成8年当時で6,500隻以上あった浜名湖内のプレジャーボート放置艇については、財団・県・関係市町等による係留施設等の整備及び等により、ほぼ解消しているが、放置艇対策は一過性のものでなく、継続的な対応が必要になる。 新たな放置艇の発生防止のためのパトロール、係船施設の管理運営、関係機関等との連絡調整等、財団の役割は引き続き必要不可欠なものとする。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
民間等と連携し、マリーナ整備後の財団の方向性を検討	○ 民間と協議の上、マリーナに新規艇を受け入れ、浜名湖の環境の維持向上と関連産業の需要拡大を図る。	○ 平成25年度以降新規艇募集の受け入れを実施している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区分	H27 決算	H28 決算	H29 決算	評価	備考（特別な要因等）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-30,354	-36,417	-55,180	B	公益法人の収支相償・施設改修等による減価償却費の増加
	経常損益 (a+b-e-f)	-30,354	-36,417	-55,180	B	公益法人の収支相償・施設改修等による減価償却費の増加
	公益目的事業会計	-30,354	-36,417	-55,180	—	
	収益事業等会計				—	
	法人会計				—	
剰余金	455,487	419,070	363,890	A		

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	H27 決算	H28 決算	H29 決算	主な増減理由等	H30 予算	
資産の状況	資産	1,119,601	1,006,436	951,574		865,061
	流動資産	86,636	71,737	74,888		82,493
	固定資産	1,032,965	934,699	876,686	構築物の減価償却	782,568
	負債	458,214	381,466	381,784		344,312
	流動負債	35,976	29,270	31,480		31,600
	固定負債	422,238	352,196	350,304	長期借入金の減	312,712
	正味財産/純資産	661,387	624,970	569,790		520,749
	基本財産/資本金	205,900	205,900	205,900		205,900
	剰余金等	455,487	419,070	363,890		314,849
	運用財産	0	0	0		0
収支の状況	事業収益 (a)	270,558	261,601	256,142	係船利用収益の減	252,700
	うち県支出額	17,999	17,997	17,998		18,000
	(県支出額/事業収益)	(6.7%)	(6.9%)	(7.%)		(7.1%)
	事業外収益 (b)	4,638	4,084	3,894		6,650
	うち基本財産運用益	467	216	200		150
	特別収益 (c)					
	うち基本金取崩額					
	収入計 (d=a+b+c)	275,196	265,685	260,036		259,350
	事業費用 (e)	305,481	301,754	314,875		296,631
	うち人件費	46,230	46,176	47,215		52,400
	(人件費/事業費用)	(15.1%)	(15.3%)	(15.%)		(17.7%)
事業外費用 (f)	69	348	341		100	
特別損失 (g)						
支出計 (h=e+f+g)	305,550	302,102	315,216		296,731	
収支差 (d-h)	(30,354)	(36,417)	(55,180)		(37,381)	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

マリーナ整備等により増加した構築物の減価償却費等により、単年度収支の赤字が続いているが、減価償却費の減少に伴い収支が均衡する見込である。また、平成25年度からマリーナに新規艇を受け入れ、利用料収入の減少を緩和している。
 なお、長期借入金についても計画どおり返済を進めている。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

公益法人の収支相償判定上の判剰余を解消するため、特定費用準備資金として積み立てた資金を費用化して浚渫工事を行ったこと、また過去に大規模修繕を行った施設等にかかる減価償却費等により単年度収支、経常損益とも赤字になった。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
△	公益目的事業のみを実施しており、計画的な事業執行により平成35年度末までの黒字化を目指しており、過度の赤字とすることなく安定した経営を行っている。	△	過度の経常赤字とならないよう計画的に事業を行う必要がある。 特に設備投資については、減価償却費により後年度まで影響があるため、中長期的な収支計画を策定し、達成状況を管理する必要がある。 なお、平成24～27年にかけて実施した大規模修繕等により減価償却費が増加しているが、減価償却費の減少に伴い、収支が改善し、平成35年度末には収支が均衡する見込となっている。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 （経営健全性に係るもの）	対応状況			
	団体記載		県所管課記載	
借入金の返済を確実に進める	○	利率の高い借入金の繰上返済を行うなど借入金の返済を確実に進めている。	○	計画的に返済されており、問題はない。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> ・浜名湖を航行する者に対して通航届出制度を遵守させ、安全航行の徹底を図るため継続的に安全啓発事業を実施していく。 ・公共係船施設等の維持管理は放置艇の発生防止に重要であることから、今後も係船施設等の秩序が維持されるよう継続的にパトロール等を実施していく。 ・新たな不法係留の未然防止と浜名湖における海洋性レクリエーション活動の健全な発展を目的として、平成25年度から新規係留艇の受入れを行っているが、民間マリナー等と連携を図りながら、今後も計画的に実施していく。 ・公共係船施設の減災対策として係船杭や鋼管杭の嵩上げ等を行うとともに、公共マリナーの一時係留棧橋を水難事故や災害の際に活用できる防災棧橋として再整備し、有事に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通航届出制度の遵守、パトロールの実施等については、河川管理者の立場からも引き続き取り組みをお願いしたい。 ・公共係船施設については、将来的には利用者の減少に伴う施設の統廃合についても検討し、合理化を図ることが望ましい。 ・公共係船施設の整備にあたっては、計画的な整備を行うことにより、減価償却費・修繕費等の経費の急激な増加等を防ぎ、安定的な経営を行うようが必要と考える。

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<ul style="list-style-type: none"> ・通航届の期限が終了する者に対して更新案内等を送付し、通航届出制度を遵守させることで、安全航行の徹底を図る。 ・放置艇の発生防止のため、定期的にパトロール等を実施する。 ・平成25年度から新規係留艇の受入れを行っており、民間マリナー等と連携を図りながら、今年度も実施する。 ・長期的な修繕計画を策定し、公共係船施設の長寿命化を図る。また、老朽化した施設の修繕を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通航届出制度の遵守、パトロールの実施等については、河川管理者の立場からも引き続き取り組みをお願いしたい。 ・新規艇募集については、係船利用者の減少に歯止めをかけるため、民間マリナー等と調整の上、引き続き募集枠の確保に取り組んでいただきたい ・計画的な施設整備により、減価償却費・修繕費等の急激な増加を防ぎ、安定的な経営を行うことが必要と考える。

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H27	H28	H29	H30	備考(増減理由等)
常勤役員数	2	2	2	2	
うち県派遣					
うち県OB	1	1	1	1	
常勤職員数	5	5	5	5	
うち県派遣	2	2	2	2	
うち県OB					
県支出額	17,999	17,997	17,998	18,000	
補助金					
委託金	17,999	17,997	17,998	18,000	
その他					
県からの借入金					
県損失補償等	183,708	145,706	107,724	69,732	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・損失補償等は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	平成23年度の公益財団法人移行に伴い役員定数を削減するとともに、定款で役員定数の範囲を明記している。 (H22参考 役職員数:51人 うち常勤役員数:1人 常勤職員数:5人)
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤の役員2名の内訳は、県職員OB1人 民間OB1人となっている。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	県との連携を十分に図って公益目的事業を円滑に遂行するためには、2名の派遣職員は必要である。なお、平成26年度にプロパー職員を1名増員したため、常勤職員に占める派遣職員の割合は減少した。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	・係船利用者、民間事業者、漁協、地域住民等との利害調整にあたって河川管理者であり中立的立場にある県職員の派遣が引き続き必要であると考えられる。 ・プレジャーボート対策のための公共係留施設については、護岸等を河川管理者が整備し、係船施設等を財団が借入れをして整備しているが、借入れにあたっては県が損失補償を行っているため、財団の経営安定のためにも県職員が直接財団運営に携わる必要性がある。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	県からの補助金・借入金はない。損失補償については、プレジャーボート対策を推進するための公共マリーナ整備費用であり必要性が認められる。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	○	○	舞阪PBS指定管理施設については、評価委員会を開催し、結果を静岡県ホームページに掲載している。	真摯に管理している。利用者の増加や利用率の向上に向けては、マリニジヤの裾野を広げる取り組みも必要。
利用者アンケート	○	○	舞阪PBS指定管理施設の利用者アンケート調査を実施し、結果を静岡県ホームページに掲載している。	施設全体に不満を持つ割合が32%、利用料が高いと回答する割合が65%であった。 また、契約者の年代の69%が60歳代以上であった。
利用者等意見交換会	—	—	県、市、漁協、マリーナ協会等の関係団体の職員等を構成員とする企画運営委員会を開催し、それぞれからの意見を聞いている。 なお、財団運営の基本的事項を審議する会議であり、公表を前提としていない。	事業計画、事業報告及びパトロールの協力依頼等を行い、各方面に協力を要請しながら財団の事業遂行に理解を求めている。
その他 (管理業務委託職員等による直接聴取)	—	—	管理業務委託職員が利用者からの要望等をパトロール中の現場で直接聴いたり、事務局職員が来団、電話、電子メール等により聴いたりしている。	管理業務委託職員との打合せを定期的に行い、施設の維持管理の状況を把握するとともに、係船者の要望や船舶の事故の報告を受けて迅速に対応するように努めている。

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

- ・特別な事情のある利用者に対して、係船場所等の変更を行い、不便を解消した。
- ・防犯灯を設置することで盗難等の防災対策を行っている。
- ・すべての公共マリーナへの防災栈橋を設置していく。
- ・27年度から管理業務委託職員を1名増員して3名とし、巡回パトロール等の頻度を高めている。
- ・航路の水深が浅くなり、航行に支障のある場所が増えてきているため、調査等を行い、県、市に対して浚渫の要望を行っている。